

有料職業紹介 払戻金制度

当社の紹介により採用決定者(求職者)が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還いたします。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。

- ・入社後2週間未満に退職した場合、紹介手数料の80%
- ・入社後2週間以上1ヵ月未満に退職した場合、紹介手数料の50%

個々の職業紹介における払戻金制度については、契約書でご確認下さい。

但し、求人者の採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。

以上

許可番号	13 - ユ - 308537
事業所名称	株式会社シークエンス